

令和8年第2回 飯豊町議会定例会会議録

令和8年3月13日 令和8年第2回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	舟山政男	6番	松山和好
7番	遠藤芳昭	8番	高橋亨一
9番	菅野富士雄	10番	屋嶋雅一

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	副町長	西嶋康平
教育長	菅原透	代表監査委員	後藤浩
会計管理者（兼） 税務会計課長	渡部博一	総務課長	志田政浩
企画課長	鈴木祐司	住民課長	細谷美佳
健康福祉課長（兼） 地域包括支援センター所長	宮川千鶴子	介護老人保健施設 事務長（兼） 国保診療所事務長	色摩里香
農林振興課長（併） 農業委員会事務局長	上田信幸	商工観光課長	伊藤満世子
地域整備課長	渡辺裕和	教育総務課長	横山昌則
社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀		

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佃典子	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 8 年 第 2 回飯豊町定例会追加議事日程 〔第 1 号〕

令和 8 年 3 月 1 3 日

午前 1 0 時 開 議

- 追加日程第 1 議案第 31 号 令和 8 年度飯豊町一般会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 2 議案第 32 号 令和 8 年度飯豊町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 3 議案第 33 号 令和 8 年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 4 議案第 34 号 令和 8 年度飯豊町介護保険特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 5 議案第 35 号 令和 8 年度飯豊町訪問看護特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 6 議案第 36 号 令和 8 年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 7 議案第 37 号 令和 8 年度飯豊町萩生財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 8 議案第 38 号 令和 8 年度飯豊町豊原財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 9 議案第 39 号 令和 8 年度飯豊町添川財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 10 議案第 40 号 令和 8 年度飯豊町豊川財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 11 議案第 41 号 令和 8 年度飯豊町中津川財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 12 議案第 42 号 令和 8 年度飯豊町水道事業会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第 13 議案第 43 号 令和 8 年度飯豊町下水道事業会計予算

(予算特別委員長 報告・採決)

- 追加日程第14 発議第1号 飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の設置に関する決議提出について
- 追加日程第15 議案第44号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第14号）
- 追加日程第16 議案第45号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和4年災第4662号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））
- 追加日程第18 議案第47号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第7659号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第7656号第7658号合冊））
- 追加日程第19 報告第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 追加日程第20 同意第1号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第21 同意第2号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第22 同意第3号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第23 同意第4号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第24 同意第5号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第25 同意第6号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第26 同意第7号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第28 発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第29 発議第3号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(議長 屋嶋雅一君) (午前10時00分 開議)

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

去る3月3日に開会いたしました令和8年第2回飯豊町議会定例会も、本日が最終日となりました。

議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

《 追加日程第 1 》

議案第31号 令和8年度飯豊町一般会計予算
から

《 追加日程第 13 》

議案第43号 令和8年度飯豊町下水道事業会計予算
までの13案件について、別紙配付のとおり予算特別委員長より審査結果の報告がありましたので、これを一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。9番 菅野富士雄君。

(予算特別委員長 菅野富士雄君)

おはようございます。

それでは、予算特別委員長の立場で報告させていただきます。

令和8年第2回飯豊町議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました令和8年度飯豊町一般会計予算、各特別会計予算10件、各事業会計予算2件、合わせて13案件について、その審査結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、去る3月5日に本会議において設置され、同日の本会議終了後、直ちに委員会が招集され、正副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に不肖私が選任され、副委員長に高橋亨一君が選任されました。

審査は、3月10日、11日の両日にわたり行われ、出席状況については、両日とも委員9名の出席でありました。

町執行部からは嵐 町長、西嶋副町長、後藤代表監査委員は両日、菅原教育長は所管の日に出席されました。さらに、説明員として各課の課長、室長も出席し、職務のため、佃 議会事務局長、井上議事室主査、横澤事務助手が出席いたしました。

審査の進め方は、10日に総務文教常任委員会所管分、11日に産業厚生常任委員会所管分の審査を行い、所管ごとに一般会計予算と各特別会計予算及び各事業会計予算とを区分し、質疑を行いました。全会計の討論を終了した11日に採決を行いました。

採決の結果、令和8年度一般会計予算は賛成少数により否決すべきものと決定し、各特別会計10案件のうち7件、各事業会計予算2件とも一般会計から繰出金があることから、それぞれ否決すべきものと決定いたしました。

次に、7案件を除く各特別会計予算を採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、審査の内容、経過につきましては、皆さん出席の中で行われておりますので、改めての報告は省略させていただくことをご了解願います。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

委員長報告のとおり、予算特別委員会は皆さん出席の中で行われましたので、質疑は省略し、討論を行います。

討論ありませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

賛成討論でよろしいでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

はい。

(3番議員 遠藤純雄君)

それでは、賛成討論いたします。

地域を見れば、事業の順番について、白川荘の老朽化も目につき、やるべき事業の順番が違うのではないかと、そしてホテルフォレストいいでの再構築の事業の目的、行うメリット、特に町民のメリット、そして事業費の算出、事業の内容など問題は多く見られるものの、4月1日

からスタートする新年度の町民の生活に大きく関わる様々な予算も盛り込まれており、そして地元中津川においては大きな事業費であるものの、関係人口を求めたいという強い要望もあり賛成するもので、原案に対して賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

(議長 屋嶋雅一君)

反対討論はありませんか。7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

ちょっと確認をしておきますけども、原案に対しての賛成なのか、委員長報告に対しての賛成なのか、反対なのか……

(議長 屋嶋雅一君)

原案に対してです。原案に対しての賛成反対です。

(7番議員 遠藤芳昭君)

反対でよろしいですか。

それでは、私から一般会計補正予算の令和8年度の原案に対して反対の立場で討論をさせていただきますと思います。

一般質問でもお話をしましたけれども、この大きい事業には4つの懸念がございます。同じ場所に町の宿泊施設が2つ必要なのかと。1人3万円～5万円の高単価の料金のホテルを町が造る必要があるのか。また、様々なリスクがそれに伴ってあるわけですが、ほとんどのことが回答されていないと、理解できない部分がございます。

また、白川荘が今後整備をするというお話もお聞きしましたが、これ以上の入れ込みがなかなか難しいのではないかと思いますので、最悪の場合共倒れになるのではないかと懸念もございます。このために10億以上を要する白川荘の改修事業が、地元の要望である改修事業が想定ではありますけれども、難しくなる懸念がございます。それで地区の方々も今ご要望があって要望書なども出ているわけでございますけれども、地区の方々にきちんと町の事業の内容全てについて報告をされて、地域の方が要望されているのかということも実際には疑問でございまして、議会において地元との意見が異なることはあるかもしれませんが、きちんと話をしていけば議会の話も分かって、私どもの話も分かってくれるのではないかと私は思っているところでございます。

それで、なお議会にこの10億円の事業を説明する前に、地域の合意を得てきた、地域にお話をして、まず地域の賛同を得てきたというのは、明らかにその事業を進める上で議会軽視であ

って、やっぱりこの事業を進めるためにだけ地域の方々を、申し訳ないですけども利用されているのではないかな思ったところであります。

その中で、10億円以上もかかる町のリスク、それがほとんど説明をされていないことで、今後修繕の負担をどうするのか、それからあまりにも大ざっぱな経営計画でありまして、返済計画、そういったもの、あるいは甘い稼働率ですね、そういったものも疑問を持たざるを得ません。まして中津川地区という冬の集客が可能なのか、あるいは交通アクセス、そして新幹線、空港からそういった遠いところでどうやって誘客、サービスを行うのか、そういうところまで検討していかないと、宿泊率40%なんてとても可能な数字ではないのではないかなと思ったところであります。

そして、それ以前に、地域の方には白川荘改修を優先してすべきだと今まで申し上げてきましたけれども、やっぱりこのところはきちんとお話をしていくと、今のような懸念をお話していくと、ちゃんと分かってくれるものではないかなと思ひまして、私は白川荘を優先をして整備をしていくべきだと思っているところでございます。そう申し上げました。

なぜその背景といいますと、とにかく今人口減少でありまして、中津川地区の方も100人台なってるんじゃないかなと思いますが、人口減少の中で間もなく6,000人を割る、それから10年後には5,000人を割ります。20年後には4,000人を割ります。そして、予想されるのはもう限界集落はおろか消滅自治体ということになっておりまして、やっぱりそういう中で今飯豊町が取り組んでいかなければならないのは、もう少しやっぱり別なものではないかなと思います。

もう少し言わせてください。

今の実態は買物をする店がない。それから、お年寄りが雪処理の苦勞が多いとか、子供たちの遊び場が欲しいとか図書館が欲しい、電車がいない、米坂線が止まっている、若い人は出て行く、買物に行けないし食事をする場所もないと。学校統合のためにこれから廃校が増える。そして、そのうち第一小学校、第二小学校をもっともう廃校になってしまうという、町民生活が非常に不便になっている状況の中で、10億円もかけて中津川に同じ、町が2つの施設を造る必要があるのかということで、再考を促したいと思います。ぜひフォレストについては今までの経過でお客様が来なくてですね、あるいは白川荘と競合してなかなか経営も大変だということで、設備も修繕もあつたんですが、閉館、休業せざるを得ないという今までの事情を考えれば、やっぱりここはもう少し熟慮をして、私は白川荘、地域の宝物である白川荘をまず整備をしていくべきではないかと思います。白川荘は宿泊、温泉、食堂、それから売店機能……

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤議員、もう少しまとめてください。

(7 番議員 遠藤芳昭君)

分かりました。

日帰りの宴会とか会場とかですね、地域の集会、それから避難所機能とか、そういう地域の一番大事なものを有しているんですね。だから、私は白川荘を一番先に整備をするのが町民全体が願っていることであるし、そういうこともやっぱり進めるべきが私は行政ではないかなと思いますので、ぜひご一考いただいて、フォレストの整備も大事なのは分かりますけども、優先的に考えれば白川荘を何とかしていきたいと取り組むのが行政の姿勢ではないかなと思います。

ぜひご検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。ということで私は反対討論をさせていただきます。

(議長 屋嶋雅一君)

賛成討論の方はいらっしゃいますか。4 番 高橋 勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

それでは原案に賛成の立場で発言、討論させていただきます。

議員の皆様にも再度問いますので、ぜひ各自心の中で短時間ではありますが、問うていただきたいと思います。

まず、第1点目。

先日の討論では、フォレストいいで再生は中津川だけの要望書だと。中津川以外の意見は反映されていないでしょうという発言がありました。それでは、白川荘を優先すべきとの声には、中津川以外の意見はどれぐらい含まれているのでしょうか。そこもしっかりと説明していただきたいと思います。また、過去の大型事業、具体的には何の事業かは言いませんが、大型事業があまりうまくいかなかったもので、これからの町が提案する新規事業にはトラウマがあって反対したいという発言もありました。

私は、この過去の事例からの経験を踏まえて、今後の事業に生かして軌道修正、そして監視機能を発揮することが議会の役割ではないかと改めて思ったところであります。

2点目であります。

今年度の歳入にある未来交付金には、フォレストいいで設計委託料だけではなく、先ほど来白川荘の改修という話も出ておりますが、はっきりと白川荘の不具合の改修、そして水没林時期の渋滞対策という項目も含まれております。予算案が廃案となれば、白川荘の改修を望むこ

の項目も実行不可能となるのではないのでしょうか。

また、先ほど来フォレストいいで再生の総事業費は10億円という金額が出ております。もっとしっかり町民に説明すべきことは、町の持ち出しは1.6億円の予定になっているということです。そして、白川荘建て替えの場合には10億円という試算もあり、フォレストいいで再生と同額となる。そして、今現在該当する国の交付金もなく、ほぼ全額が町からの持ち出し、基金の取崩し、そして、簡単に言うと借金での改修、建て替えになるという説明を受けております。

また、同じような施設が2つになって共倒れになるというご心配もあります。しかしながら、私たちが受けてきた再生計画では、客層も全然違う客層をターゲットにしてあの金額を設定して回収スキームを行うという説明があったところです。

3つ目、予算の提出権、執行権は町であります。フォレストいいで再生には心配事もあるのは事実であって、特にリスク管理には十分配慮する必要がある、事業を実行するための契約書は締結前に議会に示すと一般質問で町長答弁されております。また、2日間の予算審議の中で、議会の理解なしに事業を進めないとも答弁されています。この2つの答弁は議会での発言であり、大変重いものと町長には理解してもらわなくてはなりませんし、議会と町民との約束だということを理解していただかなければなりません。

以上のことから、町提出の予算案に賛成します。

最後に、予算案に否決の理由がフォレストいいで設計委託料反対の1点に集中しているものだと私は話を聞いております。そうであれば、設計委託料を除く修正案を提出して、この議会で審議すべきではないのでしょうか。1点だけの反対理由から予算案全てを否決することは、町民から理解が得られるとは私は思いません。責任ある議会の姿を示すためにも、修正案を審議、提出していただいて、修正案を審議しようではありませんか。

以上、賛成討論とさせていただきます。

(議長 屋嶋雅一君)

ただいま高橋 勝君から、2点ほど反対の方への質問もありましたが、それも踏まえながらもよろしいですので、反対の方、ほかにあれば討論を求めます。6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

私のほうからは、反対の立場で意見を申し上げさせていただきます。

まず第一に、議会が知らないところでいろんなことが進んでいると。これが第一の不信なんです。10億円とかいろんな話は出てますけども、全く根拠も何もない話ですね。公金、税金

を使うわけですから、もっともっと慎重にすべきなのは当たり前の話であって、誰も知らないところでいろんなことが決まって、もう決まってからどんと出されてどうですかって言われて反対すれば、いや、それはまずいなんていう話になるんですけども、そもそも何も根拠のない話ばかりなんですよ。客が十分入るなんてそれは全く根拠がないと。10億円に対しても何も根拠がない。確かに1回、私の記憶で言えばまともな説明会らしいものは1回くらいは全協であったんですけども、核心には何も触れてない雰囲気だけの話で進んでいるわけですね。そもそもそのようなホテルがあそこにできたとして、我々町民は、何かプライドとか誇りとかそういうものをもう持てますかという話ですね。しょせん突然町民の方も議会も知らないうちに建ってしまった建物という、そういう捉え方しかできないわけですよ。根本的なことを言えば、他人のふんどしで相撲を取って、そんなんでうまくいくわけないですね。今までそれでうまくいったことありますか。何ひとつないわけですね。三セクしかり電池バレーしかり全てそうですよ。なぜ皆さん学習しないんですかね。自分の金ですと1,000円でも1万円でもなかなか渋って財布を開かないんですけども、10億円、20億円、30億円、40億円、そういう金をぼんぽんと動かしたのに対して何も責任もない。契約書を見ても、まるで小学生が作ったみたいな契約書であって、しかも、保証人もついてない……

(議長 屋嶋雅一君)

松山議員に申し上げます。もう少しまとめてお願いします。

(6番議員 松山和好君)

ここで私はあえて申し上げませんが、今回の事業者に関しても、私全く信用しているわけではないです。それも根拠はありますけども、ここでは言いません。

そういうことから反対させてもらいます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

続いて、賛成の方、討論ありますか。1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

おはようございます。

3番目の賛成者であります。

この間も述べさせていただきましたけれども、今飯豊町が注目されているというのは、この水没林、これからの季節に出てきます水没林。期間は2か月と言われておりますけれども、飯豊町は水没林で有名になったと。世界でも取上げていただける町になっています。この今チャ

ンスを生かさないでいつ生かすんですか。水没林だけだって、それでもいいじゃないですか。この観光を生かさないで飯豊町はどうして伸びていくんだと。私はその辺は思います。

そしてこの令和8年度の一般会計予算ですね。4月1日から町と取引をしていただく業者の方もおられるでしょう。契約時期じゃないですか。その契約ですら延期をしんなねという状況になって迷惑をかけている、飯豊町の行政が円滑に回るための仕組みが崩れようとしている、そんなことじゃ駄目なんじゃないですか。

この間も話しましたが、町民の方々の生活を支えていかんなねんですよ。そのためにもこの予算は通していただかんね。私はほかの議員の方にも再考をお願いしたい。

私からの賛成討論とさせていただきます。

(議長 屋嶋雅一君)

続いて、反対討論の方いらっしゃいますか。5番 舟山政男君。

(5番議員 舟山政男君)

過日の予算特別委員会で申し上げましたフォレストの件について、先ほど高橋議員からのお話にもありましたけれども、1点の否決というお話がありました。

確かにこれはパッケージ化されていて、フォレストもあるんだろうと思います。フォレストを否定してほかの事業は許されるのかと、そういう補助金の在り方はないと思います。国はそんな甘い補助金の出し方はしないと思います。いずれフォレストを否定した場合、他の事業もはがされる、取られると、金を返せということになるんだろうと思います。あまりにも町の負うリスクが大きい。町民の方に将来に負わせるリスクが大きい。そして、そのリスクに対する備えの説明がないということでもあります。ですから、私はこれをもって反対意見といたします。

(議長 屋嶋雅一君)

賛成討論の方いらっしゃいますか。

ほかに討論の方いらっしゃいますか。8番 高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

私も反対討論させていただきます。

当初から、私は第三セクターの問題が解決しない限り、これは反対ですと申し上げてます。

2つのホテルがあったのは、どうしてじゃあフォレストだけがああいうふうにならぬというのか、開業できなくなったのか、皆さん考えていただきたいと思います。

人口がどんどん減ってる。そして今、世界情勢がかなり厳しくなってます。こういう環境の下で再び同じような繰り返しは私はマイナスだと、負の遺産が将来つきまとうんじゃないかと

思います。

そのことを考えて、私は反対をいたしました。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

すみません、私も反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来、新年度予算が云々とかフォレストだけが云々って話ありますけども、私たちの考えは、フォレストを優先するパッケージ化された予算に対しての反対です。

町長が先日の答弁でおっしゃった「失敗は考えない」とか「光るものが欲しい」という言葉に衝撃を受けた町民がたくさんいらっしゃるようです。方々から電話がありました。経営者だったらやる前から失敗は考えます。だからそこで踏みとどまったり考えを変えます。やる前から失敗は考えないということは、やはり補助金は降ってくるものだとして自らおっしゃった言葉以外のものではないと思います。逆にそういう税金を預かる立場の首長から出る言葉ではないと思います。全くリスク管理ができていないことを自ら証明したことになります。そして、この議論には拙速感、時間のなさがあり、本当にやるのであれば、さとゆめさんが関わらない第三委員会の設置をやって、議論を十分にしてから提案をして取り組む、そういうことがなかったことに対して反対してるわけです。「我々は素人だからさとゆめさんの数値を信頼する」という言葉もありました。自らが私がこの間お話ししたように、フォレストの失敗の検証を本当にやって、それをカバーする案もなく飛びついた。私ここ数日間、フォレストいいでに開設当時から携わった方とたくさん話をしました。詳しくは言いませんが、あんな原因が、やはり当時勤めてた人の話からも見えてきます。あれほどはやったフォレストが、2年、3年目にはもうダウン傾向にありました。それを身近に私は見てきました。そういう検証、学習もなく、このたびこの予算が通らなければできないと、そういうことで詰め寄るやり方は、私は納得できません。

そして、このたび新聞等々で議会のこの間の採決を知った町民の声、町長に届いてるかどうか分かりませんが、言うまでもなく同じような声が多々出ております。町民はしっかりと今これからの嵐町政、役場の行政の在り方を見ています。無償譲渡でも手を挙げたところが手を下げた、あと、どこも手を挙げなかったということは、さとゆめさんの市場調査として、プロの観光業者があそこでは駄目だと結論を出したわけです。それを覆すものを執行部は持っていらっしゃるんでしょうか。それを町民はもう知ってるわけです。そういう冒険にあえて突っ込む

ことに対して危機感を持っているわけです。様々なフォレストについて、ほかの議員からいろいろありましたけども、やはりスーパーが閉店して、学校が減る不安、その中で10億円の税金で光るものを造ろうとしている今の町長の考え、多くの疑問が議員だけではなく、町民の中に広がっております。

そして、商工会に対するあのような予算の提案、私、この間も言いましたが、閉店を決めました。一生懸命みんな頑張ってる小さい事業者いっぱいいますよ。そういうところには目を向けず、こういうものだけ考えてやっていくと。私はがっかりしました、正直言って。今目を向けるべき点はどうなんですか。

いきなりの原油高、今日から灯油は給油制限ですよ。みんな夕方走ってます。ガソリンもそうです。みんな必死なんです、今は。そんなときにこんなことをやっていいんですか。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫議員、討論をまとめてください。

(2番議員 島貫寿雄君)

ということで反対です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ないようですので、この案件につきましては、町を動かす大変重要な案件でありますので、大切な決議ということから私の判断になりますが、ここで町長から最後の答弁を許可したいと思いますが、町長はどうでしょうか。許可します。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

賛成、反対様々なご議論をいただいたということで、本当に慎重にこのフォレストいいで、そして一般会計の予算案をご審議いただいているということで、そこには感謝を申し上げたいと思っております。

まず、賛成の方のご意見、本当にこれからの町の将来、ちょっと中長期的なビジョンにはなりますけれども、しっかりと見据えていただいて、そのために必要な投資であるということをご理解をいただいて賛成をしていただいているなと思いますし、10億円という部分にもございませうけれども、その部分については有利な財源等を活用しながら、まるっと10億円ではなくて、飯豊町の本当に一般財源としては高橋 勝議員がおっしゃいましたけども1.6億円、その部分

についてもしっかりと再生したフォレストを貸出しをして賃料として回収をするということで、実質的には一般会計の財源負担はほぼない形、そして、その改修、再生にかかった費用が終わればあとは町の歳入になるということで、町の財源の獲得ベースにもなる仕組みをつくっておりますので、その部分も理解をしていただけたかなと思っております。これはフォレストいいで、中津川は当然ですけども、中津川だけではなくて飯豊町全体に広がりを持たせる事業と私は考えておりますし、そうでなくてはならないと思っております。

やはり飯豊町の基幹産業である農業や、これからしっかりと稼げる農業をしていくところでは、米や肉や野菜、そういう部分もしっかりとフォレストで使いながら地域の地産地消を促していく施設でもありますし、やはり学校統合であつたりとか商店がなくなる、いろいろ大変なところがある中で、町として町民の方が誇れる施設を整備するのは、これは行政の持ち得る立場だと私も思っておりますし、その中で白川荘というご意見も出ておりますけれども、私は白川荘はしっかりと地域のための公民館的な存在といいますか、しっかりと地域に根差した場所であると理解をしておりますし、改修をしたりですとか地域の方に受け入れられる施設に40年ほどたっておりますので、今後力を入れて改修をしていく必要があるなと思っておりますけれども、再三お話が出てるとおり財源等もありますし、どのような白川荘の改修にするかという計画づくりもこれからする必要がありますので、少し年数がかかるなと思っておりますので、そこは歩みを止めずにしっかりと進めながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

今回、フォレストいいでの関係で一般会計が否決ということになりますと、再三お話をいただきましたけれども、ほかの事業にも波及をするところで、4月から稼働しなければならない施設管理であつたりとか学校等のスクールバスであつたりとか、様々な部分で町民生活に支障を来すということになりますので、そういうところは避けていきたいと思っておりますのでございます。

何度も申し上げますけれども、可決をしたからといってすぐに執行するなんていうことは私は考えておりません。しっかりと契約書なり協定書を議会の皆様にも見ていただくということで思っておりますし、町が議会を無視してこの計画を進めるなんていうことは一切考えてございませんので、しっかりと可決後でも議論できる場所たくさんあると思いますので、そういうところでリスク管理、そして不安材料を拭い去りながら一緒に進めていければと思っておりますのでございます。

フォレストだけを引き合いに出して一般会計が否決をされることは、非常に町にとっては大きな足止めだなと思っておりますので、そこをご理解をいただきながらご審議をいただいて、

採決をしていただきたいと思います。

決まったから進めるという考えは一切ありませんので、そこはご理解をいただきたい。そして、ほかの予算もしっかりと進めていく必要があるところもご理解をして採決をしていただきと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

皆さんから、最後に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

なければ、討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第31号 令和8年度飯豊町一般会計予算から、議案第43号 令和8年度飯豊町下水道事業会計予算までの採決を行います。

採決は一般会計予算と各特別会計予算及び事業会計予算に区分し、起立によって行います。

最初に、議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 少数)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立少数です。

よって、議案第31号は否決されました。

次に、議案第32号から議案第41号までの10案件を採決したいと思います。ただいまの一般会計の否決を受けて、一般会計からの歳入のない議案第37号、議案第38号、議案第40号を除く7案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 少数)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

賛成少数です。

よって、議案第32号から議案第41号までの10案件のうち、議案第37号、議案第38号、議案第40号を除く7案件は、否決されました。

次に、議案第37号 令和8年度飯豊町萩生財産区特別会計予算の採決をしたいと思います。

お諮りいたします。本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号 令和8年度飯豊町豊原財産区特別会計予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号 令和8年度飯豊町豊川財産区特別会計予算の採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号及び議案第43号の2案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する予算特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立お願いいたします。

(起立 少数)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立少数です。

よって、議案第42号及び議案第43号の2案件は否決されました。

ただいま3番 遠藤純雄君ほか2名から、発議第1号 飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の設置に関する決議提出についての件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第14として議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることと決定いたしました。

《 追加日程第 14 》

発議第1号 飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の設置に関する決議提出についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

それでは、私から説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました、発議第1号 飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の設置に関する決議提出について、朗読により説明させていただきます。

裏面をご覧くださいと思います。

飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会を設置するものとする。

内容です。

名称は、飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会。

設置の根拠。

地方自治法第109条及び飯豊町議会委員会条例第5条。

設置の目的については、本町の第三セクターの状況は少子高齢化、人口減少及び物価高騰等により経営環境が年々厳しさを増している。さらに、令和7年12月議会定例会において、第三セクターへの資金投入を含む一般会計補正予算を可決した。

以上のことから、第三セクターの運営状況と課題を把握し、今後の在り方について、検討、議論を行い、町に提言することを目的として設置する。

委員の数は9名。

調査期限は、令和8年12月末までとする。

なお、閉会中も継続調査を行うことができる。

表に戻っていただきまして、上記の議案を地方自治法第112条及び飯豊町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和8年3月13日、提出者、飯豊町議会議員 遠藤純雄。賛成者、飯豊町議会議員 舟山政男、高橋 勝。

飯豊町議会議長 屋嶋雅一殿。

よろしくご審議くださいますよう、ご決定くださいますようお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第1号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました、飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の委員の選任については、飯豊町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、議長を除く議員全員を指名いたします。ただいま議長において指名いたしました議員の方々を飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員全員を飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、飯豊町議会委員会条例第9条の規定により、委員長互選のため、飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、特別委員会終了後、予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時48分)

休憩前に復し、会議を続けます。

(午前11時15分)

次の日程に入る前に、飯豊町議会第三セクター調査検討特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

互選されましたので、名簿を配付しております。

それでは、委員長に高橋 勝君、副委員長に遠藤芳昭君が互選されております。

ただいま町長から、議案第44号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第14号)、議案第45号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 工事請負契約の締結について(令和4年災第4662号町道大平線道路災害復旧工事(ゼロ債))、議案第47号 工事請負契約の一部変更について(令和5年度繰越(4年災)第7659号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事(第7656号第7658号合冊))、報告第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、同意第1号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意第2号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意3号

飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意第4号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意第5号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意第6号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について、同意第7号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての13案件が提出されました。

お諮りいたします。

これらを日程に追加し、それぞれ追加日程第15、追加日程第16、追加日程第17、追加日程第18、追加日程第19、追加日程第20、追加日程第21、追加日程第22、追加日程第23、追加日程第24、追加日程第25、追加日程第26及び追加日程第27として議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、それぞれ追加日程第15、追加日程第16、追加日程第17、追加日程第18、追加日程第19、追加日程第20、追加日程第21、追加日程第22、追加日程第23、追加日程第24、追加日程第25、追加日程第26及び追加日程第27として日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

《 追加日程第 15 》

議案第44号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第14号）

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第44号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第14号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億7,461万7,000円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、ふるさと納税に係る関連費用1,000万円、めざみの里応援寄附基金積立金1,000万円を追加するものであり、その財源としてふるさと寄附金2,000万円を追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

それでは、2款1項7目の報償費638万6,000円についてお伺いいたします。この報償費に向けられる分はどのようなことでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの菅野議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、ふるさと納税をいただいた方への返礼品の費用3割分、納付税の3割分ということの試算になっております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

返礼品の中でお伺いいたします。どのような返礼品としてこの報償費を充てておりますか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの菅野議員の再質問にお答えいたします。

こちらについては今は追加分、現在寄附金が2億9,000万円ほどになっております。先日までの予算ですと2億8,000万円であったんですが、3月からの寄附返礼品の返礼品の内容といたしましては、今はお米とネックレス関係が入ってきてる状況になっております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

そのお米なんですけども、一旦福岡から行った部分を山形に戻してからっていう話でお聞き

いたしたんですけども、いわゆる飯豊町生産者の方が提供していただいたお米、まだ現在では大体もう完売になるのか、その関係でひとつお聞かせいただきたい。残らないですかと。それで、当然まだまだふるさと納税今年度いっぱい続いたり、その後も返礼品としては活用できると思いますが、現在どれぐらい残っておりますか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの菅野議員の再質問にお答えいたします。

飯豊の幸で買上げていただいたお米の部分のっていうことですね。あと80トンの残があつた当時であったところでございますが、そちらについては返礼品の事業者が直接買受けているものでありまして、返礼品として再度使うかどうかというところを検討はさせていただいたんですが、まだそちらは返礼品としてその精米の関係とか、なかなか今回回答が得られていないところであります。

今出ているお米につきましては、飯豊のお米だけです。今出てる部分については。熊本に持っていったお米ではなくて、飯豊町の生産者の部分が今は返礼品として使われているところですので、前の九州の買受けていただいた返礼品提供事業者の持っているお米については、今のところちょっと精米等の関係で動きがないところになっております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

今の9番 菅野議員のご質問にお答えをいたします。

今、お米で出ているものについては飯豊町の生産者の方が提供しているそれぞれの農家さんが手挙げて返礼品事業者としてなっている方のお米が出ているということで、飯豊の幸として集めた120トン中40トンはもう返礼品として出しましたけど、80トンについては在庫として残っているということでありまして、これにつきましては山形に戻し入れて、こっちで精米をして発送するかという話もいろいろしてはいるんですけども、なかなか精米業者が見つからないというところとか、あとは配送の関係もありますので、まだ80トンについては今福岡にあるというところで、このお米に関しては多分今まだ決定はしてませんが、返礼品提供事業者が買い取っていますので、そちらで消費していただくとかということになろうかなと思っております。

ます。

ですので、飯豊の幸としてはもう出せないという判断をして、そちらで消費をしていただくということで進むのかなと思っておりますけれども、ただ、戻してまた飯豊の幸の名前はちょっと使えませんので、返礼品として使えるのであれば使いたいなということで町としては思っていますけれども、ちょっとまだ決定はしていないところでございます。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

ただいま報償費の質問がございましたけれども、そのほかの手数料とか、ふるさと納税ポータルサイトであるとか、使用料の使途の内訳についてお伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。

こちらの手数料につきましては、例えばさとふるさんですとか、ふるなびさんとか、そういったオンラインシステム、オンラインのウェブサイトに掲載していただくための手数料という内訳になっておりますのでご理解いただければと思います。数か所ありますので、それぞれによって手数料のパーセンテージも寄附額に応じて違ってくるところもありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。（「内訳」の声あり）

内訳については、ほぼそちらのポータルサイト等の手数料と、あとはクレジット決済とかの手数料、振り込み手数料等そういったものが含まれております。あと、ふるさと納税の自販機も設置しておりますので、そちらの手数料と様々な事業所の手数料が細かく含まれているところになります。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

委託料、使用料の内訳もその項目全部の説明ですね。伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

使用料が抜けておりました。すみません。使用料については、さとふるとか、楽天のシステムの使用料になっておりますので、ご理解いただければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員のご質問にお答えします。

手数料と使用料につきましてはそれぞれちょっと細かく分類されておりますので、後ほど細かいところの数字をお伝えしたいと思いますのでご理解いただければと思います。

以上です。(「委託料」の声あり)

委託料につきましては、ふるさと納税のポータルサイト等の委託料ということで、こちらは中間事業者への委託料となっております。こちらについては納税額の約6%に消費税を掛けた金額となっております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

なかなか難しい説明いただきましたけども、手数料のところにもさとふる等への手数料の支払いがあると。そして、使用料の説明にもさとふるの手数料分として支払いがあると回答されましたので、何でその違う節から同じ会社に2つも払う必要があったのかということをお伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの再質問にお答えいたします。

手数料につきましては、寄附額に対しての手数料、寄附額に何%の支払いをするのが手数料となっております。あと、使用料につきましては、それぞれのシステムのプランを使用した分の使用料、こちらも寄附額に対してのそれぞれプランの使用料となっておりますが、すみません、ちょっと調べさせてください。

(議長 屋嶋雅一君)

暫時休憩いたします。

(午前11時30分)

休憩前に復し、会議を続けます。

(午前11時32分)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

紛らわしくて申し訳ございません。遠藤議員の再質問にお答えします。

使用料につきましては、ウェブサイトに掲載するためのものというところでご理解いただければと思います。あと、手数料につきましては寄附額に対するものというところでご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

3 番 遠藤純雄君。

(3 番議員 遠藤純雄君)

謎が深まるばかりなんですけども、掲載するものは、それでは何%分なんですか。そして、使用料は何%分になってるんですか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えします。

パーセンテージについてはそれぞれの事業所によって異なりますので、8%ですとか10%とか、それぞれ異なってきますのでご理解いただければと思います。なお、後で細かい数字をお知りになりたいということであればちょっとまとめさせていただきたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ただいまの件については、後ほど報告していただきます。

ほかにありますか。8 番 高橋亨一君。

(8 番議員 高橋亨一君)

それじゃあ、関連をお願いします。

業者が手数料払い過ぎてるんじゃないかと今新聞で取り沙汰されています。総務省が調べているということです。それと、さとふる、そういうところに使うところにポイントとか何かっていうのも上乘せになってるんじゃないかという疑いがあるんで、その点はどうなってるかちょっとお伺いします。

(議長 屋嶋雅一君)

答えられる範囲でよろしいので。伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の質問にお答えいたします。

総務省でポータルサイト等の手数料についてということで新聞等にも載っているところがございますけれども、手数料については総務省で今調査しているということになります。飯豊町にも調査は来たところでございます。

サイトごとにパーセンテージが違っているところはあると報告は聞いているところでございます。ポイント関係についてはちょっとこちらでは分からないので、お答えすることはできないのでご了承ください。

(議長 屋嶋雅一君)

8番 高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

それでは、ちょっと質問を変えますけれども、3月いっぱいまでの契約ではなかったんですか。今なってるふるさと納税、ですからそれはもう3月いっぱいまで可能なのではないかと思います。その点、町長どうでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

高橋議員の再質問にお答えをします。

3月末日までは中間事業者は未来創造株式会社さんですのでそこで走りますけれども、あとはECサイト、インターネット上のサイトに、さとふるですとか、ふるさとチョイスですとか、そういうところがあるので、その分の手数料が必要になってくるということでの計上でございますので、未来創造の中間事業者への委託料も入ってますし、あとはECサイトの分の手数料、使用料も入っての今回補正ということで、今2億8,000万円ですけども、ちょっと伸びがありそうということで、今回補正をしないと返礼品等のお金を払えなくなるものですから、今回2,000万円ほど補正をさせていただいたということで、見込み3億円ということで寄附金を予定しているところでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

8番 高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

それではなくて、余ってる米があるんだから、契約もまた継続してるんですから、まだふさと納税にお米っていうのがあれば、それを利用できるんじゃないかということ、そういう質問ですけど。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

飯豊の幸ということで120トン、40トンが出て80トンあるのでその80トンが使えるのではないかという話だと思いますけれども、飯豊の幸はもう提供を止めておりますので、もう出せないということになっております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

未来創造の件ですが、ポータルサイトはさとふるとかそういったネットに出てくるところだと思うんですが、未来創造については返礼品の米の問題がありまして、今80トン残っているということでありましたが、どのような契約がなされているのかまだちょっと疑問でよく分からないところがあって教えていただきたいんですけども、この120トンを運搬してるわけですよね。持ってそして精米を40トンして折り返し搬送してるのが40トンということで、そういう契約の……

(議長 屋嶋雅一君)

補正の質問につながりますかね。

(7番議員 遠藤芳昭君)

今ここに入ってるということでありましたんで。

(議長 屋嶋雅一君)

入ってない。（「入ってないです」の声あり）

(7番議員 遠藤芳昭君)

入ってるのは何ですか。未来創造で入ってるっていうのは。

(議長 屋嶋雅一君)

今の件も質問の一つにさせていただいて答えてもらうようにしますので、ほかに質問も続けてください。

(7 番議員 遠藤芳昭君)

今、ポータルサイトの精算をしようということでございますが、今ちょっとその米の運搬の量としても、あるいは精米をして発送した量としても、ちょっと当初の委託契約と、今回もう3月の末なので変更が生じないのかなということでもあります。今回が恐らく補正予算で最後なので、未来創造のそういった事業費の変更が生じないのか、不足していないか、これだけ余計になってますので、もしかしたら未来創造にはその精算がどうなっているのかということで、ここに入っているのだとちょっと理解したもんですからお聞きしたかったんです。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

遠藤議員のご質問にお答えします。

先ほど来町長がお話ししていますように、未来創造株式会社が中間事業者となっておりますが、飯豊の幸についてはその先の返礼品提供事業者が精米して、製造して、袋詰めして提供していることになりますので、ここの今回の補正の部分には関わってこないことになります。今飯豊の幸は止めておりますので。ご理解できますか。

(議長 屋嶋雅一君)

7 番 遠藤芳昭君。

(7 番議員 遠藤芳昭君)

止めているのは分かりますけれども、私どういう契約をしてるのかなということで、例えばこれ言えば、120 トンを全部運搬して精米して搬送するのかということになっているのか、それともやった分だけとすれば、変更契約は精算が必要なのではないかと思っている。委託の最終的な精算はどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員再質問にお答えいたします。

あくまでも未来創造さんの委託料は事務手続分の委託料ですので、米の製造とか運搬とか、そういったことはまたその先の事業者さんがやることの経費になりますということを今までご説明していると思うんですが、未来創造株式会社さんへの委託料の支払いについては、様々なポータルサイトから注文あった部分を取りまとめたりとか、返礼品事業者の方に発注をかけた

り送付したり、そういったことの事務委託料になります。

(議長 屋嶋雅一君)

7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

ですから、件数が増えれば増えるほど委託料が高くなるんじゃないですかということをお聞きしているんです。今、福岡の業者に精米をしているんですが、それは別ということではなくて、そのお金は一体どこから出ているんですか。だから、やっぱりその分は町から払うお金だと思いますので、福岡の……

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤芳昭議員、補正予算の質疑……

(7番議員 遠藤芳昭君)

ここに入ってるかどうか聞いています。

(議長 屋嶋雅一君)

入ってないということでさっきもあったと思うんですが。

(7番議員 遠藤芳昭君)

分かりました。

じゃあ、それはいつするのかしないのか、そういう精算ってのはあるのかどうなのかだけ聞きたいんです。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えいたします。

未来創造株式会社ではその作業はいたしません。その先の米の精米、販売をしていたところで、そういった手続をやるということでございますので、そのお金は返礼品提供事業者が支払うべきものでありますので、そこはご理解ください。買受けて、お米を精米して袋詰めして製品にして、それを注文があつて初めて中間事業者で注文あったものを取りまとめして発送をするという流れになっておりますので、そこをご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。2番 島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

関連してですが、既に先ほどから出てるその新聞記事も、課長さんたちみんな私お渡しして読んでくださいとお願いしてますけども、課長が先ほどその委託料がうちの町は6%だとおっしゃってますけども、この新聞記事上は想定は10~15%だということで、これ事務費も含んで委託料と多分なってると思うんですよ。世間が10~15%なのに、飯豊町だけ6%といたらこれすごい努力で驚くんですけれども、要は寄附額の46%が経費に消えているというこのふるさと納税、残す努力するために私は予算委員会でも聞きましたよね。委託料と使用料が何でこんななんだって。その数字が適正なものなのかどうなのか、本当に努力されてお支払いしてるんですか。だからその明細を聞きたいと遠藤純雄議員も言ってますけども、その根拠が分からない。後で説明しますじゃないでしょう。ここで説明してください。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、事業費の内訳が決まっております。3割が返礼品のお品代、このほかの2割が事務経費ということで、残り5割が町に残ることになっておりますので、その半分の経費の中で返礼品と事務手続、手数料で運営するというところに今国のルールの中でやっておりますので、そこはご理解いただければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

2 番 島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

では、現時点で飯豊町のふるさと納税は何%残りますか。見込みとして。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員の再質問にお答えします。

ただいまも数字が動いておりますので、正しい数字は後で後ほどお知らせしたいと思いますので、ご理解ください。

(議長 屋嶋雅一君)

2 番 島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

ごめんなさい。だから、やっぱりそういう経費を切り詰めて、もっと残る努力が必要なんじゃないんですかっていう話ですよ。言いなりで払ってるんじゃないんですかって心配があるわけですよ。だから調査するわけでしょう、総務省も。半分だからいいってもんじゃないくて、もっと残ってもいいわけでしょう、努力すれば。そういう努力はなさらないんですか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2 番 島貫議員の再質問にお答えをします。

もちろん業者さんの言いなりの値段ではなくて、ちなみに未来創造の6%、これはもう破格のパーセントです。多分これでやってるところはほぼないはずぐらいで町のほうに貢献をしていただいているというところありますし、あと、ECサイトについても法外な値段で契約をするとは思ってません。近隣自治体も比べながらやっておりますので、そこでこちらから圧力をかけて下げることはまずできないところもありますので、適正な価格でやっているということでご理解をいただきたいなと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第44号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 16 》

議案第45号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第45号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金等に係る規定を新設するとともに税率等の改正を行うなど、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、国民健康保険税の課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設されるため、所得割額の税率を0.26%とし、被保険者均等割額、世帯別平等割額の課税額をそれぞれ設定するものです。これに伴い、これまでの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率・税額についても併せて改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第45号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 17 》

議案第46号 工事請負契約の締結について（令和4年災第4662号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第46号 工事請負契約の締結について（令和4年災第4662号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））についてご説明を申し上げます。

本案件は、令和4年災第4662号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債）について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

入札につきましては、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による条件付き一般競争入札を執行したところ、2社の応札により樋口建設株式会社が落札いたしました。

契約金額は9,075万円。

工期は令和8年12月18日までであります。

なお、入札に参加しました業者は、樋口建設株式会社、豊川建設株式会社であります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第46号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 18 》

議案第47号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第7659号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第7656号第7658号合冊））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第47号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第7659号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第7656号第7658号合冊））についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年7月24日に議決をいただき、その後第1回契約変更で工期を令和7年11月28日に延長し、第2回契約変更で契約金額及び工期を変更し、工事を進めているところであります。

このたび、今冬の大雪に伴う雪崩発生の危険から、施工業者の安全を確保するために工事が遅延したことから、出来高による精算が必要となったため工事請負契約の一部を変更し、契約金額1億5,351万500円から833万8,000円を減額し、1億4,517万2,500円に変更するものです。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い

い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第47号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 19 》

報告第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての件を議題といたします。

この際、提出者から報告を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、報告第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和8年1月20日に飯豊町大字中地内において発生した物損事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容につきましては、令和8年1月20日、9時15分頃、飯豊町大字中地内において、駐

車作業中に発生した物損事故に係る損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者、損害賠償の額及び条件については記載のとおりであります。

以上、概略について報告いたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で報告は終わりました。9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

ただいまの専決処分について質問いたします。

駐車作業中ということで、駐車というのはどのように町で捉えておりますか。保険的にもそうなんですけども、私は動かない状態が駐車だと思いますけども、それで物損事故というのは何か考えられないもんですから、ご説明をお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

菅野議員のご質問にお答えします。

駐車作業中ということで、車を止めようとしていた、駐車場に止めようとしてたときに、駐車していた車にぶつかったという物損事故になりますので……（「駐車の捉え方」の声あり）

(議長 屋嶋雅一君)

暫時休憩いたします。

(午前11時57分)

休憩前に復し、会議を続けます。

(午前11時58分)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

菅野議員のご質問にお答えいたします。

この作業につきましては、わくわくこども園の技術員の方が園児の送迎バスを駐車し終わりました、車庫入れも完了してます。最後に扉をはめる形の、こういう開閉じゃなくて、実は立てつけを設置する形の扉になっておりまして、その作業中に強風にあおられてしまいまして転倒してしまい、そのはずみで止まっていた職員の車にぶつけてしまったということの事故になります。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9 番議員 菅野富士雄君)

私だけかもしれないですけども、なかなかこの駐車という捉え方ですと、ここは道路交通法もいろいろあるでしょうから、その中で説明いただくと分かるんですけども、最初専決処分こういうのやりますよって説明を受けたときからちょっとおかしいなということで、自分も調べないのも悪いでしょうけども駐車ということですね。道路交通法でどうなってるか。当然車庫だとすれば自分の範囲内に道路交通法が範囲内になるかということもあるんですけども、やっぱり物損事故ですのでそれは補償、弁償は仕方ないと思ってますけども、こういう書き方じゃなくて、やっぱり分かりやすい提案をしていただかないと、私は理解できない年代なのかなということもありますけども、そこらも含めて、町長今後どのようにされますか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

9 番 菅野議員の再質問にお答えをいたします。

分かりやすいように、日本語をちゃんと文法を組立てましてご報告をしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ただいまの報告について、何か皆さんお聞きしたいことありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

なければ次に移ります。

皆さんにご連絡いたしますが、12時回りましたが、休憩せずにこのまま続けてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

それでは続けさせていただきます。

《 追加日程第 20 》

同意第 1 号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について
から、

《 追加日程第 26 》

同意第 7 号 飯豊町中津川財産区管理会委員の選任について

までの7案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、同意第1号から同意第7号までの飯豊町中津川財産区管理委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町中津川財産区管理委員会委員は、令和8年3月31日をもって任期が満了することから、長谷崎文男氏、大友俊治氏、伊藤重徳氏、高橋 亮氏、鈴木 泉氏、中村輝一氏、丸山 茂氏の7名を新たな委員に選任することについて同意を得たいので、提案するものであります。

新たな委員7名の住所及び生年月日につきましては記載のとおりであり、任期につきましては令和8年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は一括して起立にて行います。

お諮りいたします。

同意第1号から同意第7号までは、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第1号から同意第7号までは原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 27 》

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明を申

し上げます。

提案理由にありますように、人権擁護委員茂木栄子氏は、令和8年6月30日をもって任期が満了となることから、引き続き同人を候補者として法務大臣に推薦するため、意見を求めるものであります。

任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日まででございます。

茂木栄子氏の住所及び生年月日につきましては記載のとおりであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

諮問第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 28 》

発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
及び

《 追加日程第 29 》

発議第3号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
の2案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第73条の規定及び第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可し

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号の2案件は、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおりに許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月3日に開会されました令和8年第2回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となりました。

11日間の会期中、議員各位には案件審議に当たり、活発かつ慎重にご審議賜り、誠にありがとうございました。

また、執行部におかれましても親切丁寧な答弁をいただき、御礼申し上げます。

今定例会におきましては、新年度予算をはじめ各議案について、それぞれの立場から議論を重ねられ、結果として予算案は否決という結論に至りました。これは、議会として真摯に議論を尽くした結果であると受け止めております。

議会としてもこの結果の重みを十分に認識し、今後とも責任のある対応に努めてまいりたいと存じます。

これで令和8年第2回飯豊町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。 (午後0時09分 閉会)